7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Sumida Hironori, Director General of Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Akasaka Palace Rest House (tentative)

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 P.M. May 21, 2018

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 1 : 00 P.M. July 27, 2018 (tenders should be brought with or submitted by mail 1 : 00 P.M. July 27, 2018)

⑹　Contact point for tendar documentation : Administration Division, Government Buildings Department, Minister's Secretariat, Ministry of Land, Infrastructure, Transport, and Tourism 2―1―2, Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8918, TEL ＋81―3―5253―8111 ex. 23―153

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術提案を共通化できる２件の工事を対象に、一括して審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に登録されているので、２件の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成30年４月26日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　宮島　滋近

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

ア　一般国道275号江別市新石狩大橋ＬＢ右岸橋上部工事（以下「①工事」という。）

イ　一般国道275号江別市新石狩大橋ＬＢ左岸橋上部工事（以下「②工事」という。）

（①工事、②工事ともに電子入札対象案件）

⑶　工事場所

①工事、②工事　北海道江別市

⑷　工事内容

①　工事　工事延長：Ｌ＝1,500m、橋梁延長：Ｌ＝228.9m、橋梁形式：ＬＢ右岸橋（石狩川上当別側）４径間連続鋼床版箱桁橋、支間割：108.2m＋119.2m、工場製作工（主構造、付属物）：W≒1,860t、塗装工（現場塗装）：一式、橋梁付属物工（支承工等）：一式、架設工（クローラクレーン架設＋ベント架設・トラベラークレーン架設）：一式

②　工事　工事延長：Ｌ＝730m、橋梁延長：Ｌ＝211.95m、橋梁形式：ＬＢ左岸橋（石狩川上札幌側）４径間連続鋼床版箱桁橋、支間割：105.1m＋105.3m、工場製作工（主構造、付属物）：W≒1,850t、塗装工（現場塗装）：一式、橋梁付属物工（支承工等）：一式、架設工（クローラクレーン架設＋ベント架設：一式

⑸　工期

①　工事　工事の始期から1113日間　ただし、平成31年１月12日（工事着手期限）までに工事を開始すること。

②　工事　契約締結日の翌日から平成32年11月30日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①　工事　鋼材：W≒1,860t、支承（大型ゴム支承）：N＝４基

②　工事　鋼材：W≒1,850t、支承（大型ゴム支承）：N＝６基

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑽　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑾　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成29年３月17日付け国地契第87号、国官技第317号、国北予第39号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。

⑿　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に、積算に必要な見積書の提出を求め、予定価格に反映させる「見積徴収方式」の工事である。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方法としては、

(ｱ)　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。(ｲ)において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

(ｲ)　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本工事は、一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）を提出した者のうち、一次審査の審査評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、そのすべての者を含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

⒂　本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

①工事及び②工事に同時に参加を希望する場合は、参加を希望する工事のうち、丸数字の最も小さい工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式15を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。

ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。